

人事・労務担当者の皆様へ

2019年(平成31年)春季

外国人留学生インターンシップ

受入企業募集します!

インターンシップ(就業体験)の

実施期間は?

平成31年2月6日(水)～3月12日(火)

までの間で、標準5日間(最長10日間)

です。

受入れする留学生は?

日本の大学院、大学等に在籍する留学生です。

※ 日本語能力試験N2以上、または、それと同程度の日本語能力を有する留学生です。

現在、採用予定はないけど

参加できますか?

日本企業の職場体験の機会を目的としており、採用のためのインターンシップではありません。是非、ご参加ください。

受入れの費用は?

留学生への報酬は必要ありません。

尚、交通費・昼食代等をご支給いただく

ことは差し支えありません。

裏面もご覧ください!

春季インターンシップ 参加者の声

《受入企業の声》

- 外国人留学生の採用を検討する良い機会となりました。
- 受入を重ねていることで社内では「外国人」への垣根はほとんどなくなってきました。
- 日本人学生との違いを知ることができました。特にハングリーさや自己主張できる強さを感じました。
- 今回、当社の専門分野が違う留学生を受入れました。当初は心配もありましたが、異なる視点での考え方を知ることができました。

《参加留学生の声》

- 日本語能力の向上だけでなく、ビジネスマナーを習得できました。
- 日本企業文化について学べる機会となり、今後職種を選択にも参考になりました。

ご案内

名古屋外国人雇用サービスセンター・愛知新卒応援ハローワーク・愛知労働局では、外国人留学生の日本企業での就職支援の一環として、外国人留学生が日本企業で就業体験をすることで、日本の企業風土や労働慣行等について理解を深め、自らの進路設計に役立たせることを目的に、本年8月～9月に愛知県との共催によりインターンシップ（就業体験）を実施しました。

このたび、本年度の2回目のインターンシップとして、学校の春休みにあたる来年2月～3月にかけて実施することといたしました。

外国人留学生の採用を検討されている企業、または関心をお持ちの企業の皆様からの積極的なご参加をお待ちしております。どうぞお気軽にお申し込みください。

事業概要

● 参加（募集）企業

原則として、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県内に事業所を有する企業

● インターンシップ実施期間

平成31年2月6日（水）から3月12日（火）までの間で、期間は標準5日間（最長10日間）です。

なお、具体的な日程は、参加企業と参加留学生の間で設定していただきます。

● 参加（受入）留学生

大学、大学院等に在籍する留学生です。

※ 参加にあたっては、日本語能力試験N2以上、又はそれと同程度の日本語能力を有することを条件としています。

● 受入れに要する費用

留学生への報酬は必要ありませんが、交通費や昼食代補助などについては、ご配慮いただいている事例はあります。

● 保険

インターンシップ期間中は、労働局において留学生が事故等により負傷した場合の傷害保険、他人の物（情報機器等に記録された情報の損壊、受託物等の所有使用管理など）を壊して損害を与えた場合の賠償責任保険に加入します。

● インターンシップの受入れと採用との関係

このインターンシップは、留学生の企業への就職という観点から、日本企業の職場を体験する機会を設けることを目的としており、直接の就職を目指すものではありません。



申込方法と申込期限

外国人留学生インターンシップの受入れを希望する場合は、名古屋外国人雇用サービスセンターのホームページ（<http://jsite.mhlw.go.jp/aichi-foreigner>）企業の方へ から『外国人留学生インターンシップ受入れ希望企業エントリーシート（企業用）』、『実習スケジュール』をダウンロードしていただき、メールまたは郵送、FAXによりお申し込みください。

【申込期間】

平成30年9月3日（月）～10月19日（金）

お申込みはお早めに！ご協力をお願いします。

問合せは 名古屋外国人雇用サービスセンター TEL:052-264-1901 FAX:052-249-0033
(担当:溝越、阿部、オリヴェィラ) メール:hw-gaikoku-job@aichi-rodo.go.jp

主催:名古屋外国人雇用サービスセンター・愛知新卒応援ハローワーク・愛知労働局 職業安定部 職業対策課